

申第8号に対する窓口説明 労働基準監督者による職場調査に関する 申し入れ

会社は、8月17日、7月26日に申し入れた申第8号「労働基準監督署による職場調査に関する団体交渉開催の申し入れ」に対して、団体交渉を開催せず窓口での説明を行いました。

《申第8号（7月26日申し入れ）と回答》

労働基準監督署による職場調査に関する団体交渉開催の申し入れ

5月28日新幹線東京第一運輸所、6月6日浜松運輸区に労働基準監督署の監督官が職場調査に入った。職場では数十名に及ぶ社員へのヒアリングや、更衣室やロッカーの使用実態確認、出勤点呼や出発点呼への立ち会いなどが行われた。これは、制服への更衣時間を労働時間と認めないことをはじめとする会社の労働時間管理の問題点について調査が行われたものであると考えられ、是正すべき疑いがあるからゆえに他ならない。

従って、以下のとおり申し入れるので、団体交渉を開催すること。

【回答】団体交渉は開催しない。

1. 職場に労働基準監督署が調査に入った事態について、会社の見解を明らかにすること。

【回答】貴組合に明らかにすべき見解はない。

2. 労働基準監督署が会社に対して行った調査事項と、会社の回答をすべて明らかにすること。

【回答】そのような考えはない。なお、労働時間管理は適正に行っており更衣時間に関する見解は、過去の団体交渉に於いて貴組合に回答した通りである。

以上